

日本医労連 2022 年度院内保育所実態調査結果 概要

| | |
|-----------|---|
| 【調査期間】 | 2023 年 3 月 15 日～5 月 15 日 |
| 【調査・集計方法】 | 日本医労連加盟組織を通じて送付し、2023 年 3 月 1 日を基本に 2022 年 4 月から 2023 年 3 月の 1 年間の実績に基づいて記載したものを回収・集計 |
| 【回収施設数】 | 43 都道府県 174 施設（42 都道府県 189 施設） |
| 【回収施設内訳】 | 加盟施設 123 施設（124 施設）、未加盟施設 51 施設（65 施設） 加盟施設の有効回答率 25.4% |
| 【主体別】 | 認可外保育所 160 施設・92.0%（178 施設・94.2%） 認可保育所 9 施設・5.2%（8 施設・4.2%） |

※（ ）内数字は 2021 年度の結果

◆委託化する院内保育所

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病院」で 152 施設・87.4%（171 施設・90.5%）で約 9 割であるのに対し、運営主体別にみると「病院」は 61 施設・35.1%（79 施設・41.8%）で 3 割強、「企業」が 79 施設・45.4%（74 施設・39.2%）で 4 割強となり、過去 10 年で最高となった。2012 年度には 63%だった病院運営は年々企業へ委託され、それがさらに進む状況となっている。

夜勤・交替制労働者確保策として、病院の都合に合わせた長時間・休日・夜間・24 時間・病児病後児など多様な保育がすすめられていくのも委託化がすすむ要因ともいえる。

◆定員が埋まらない院内保育所

園児数については、定員平均が 32.1 人（31.1 人）で、実際の受け入れ園児数の平均が 20.5 人（21.2 人）となっている。回答施設の定員総数は 174 施設・5133 人（178 施設・5542 人）で、実際の受け入れ園児総数は 174 施設・3395 人（174 施設・3681 人）、受入率 2022 年 66.1%、2021 年 66.4%、2020 年 68.1%、2019 年 81.3%で 4 年連続減少している。

施設数単位でみた場合、無回答除く 157 施設のうち、定員を超えて受け入れている施設は 17 施設、定員通りの施設が 8 施設、定員に満たない施設が 132 施設で、84%の施設が定員不足となっている。委託化が進む中で、今後、廃止や撤退などの議論が進まないか、注視していく必要がある。

◆医療従事者の働き方に左右される保育現場

午前 8 時前の開園時間は 104 施設・59.8%（98 施設・51.9%）と約 6 割の施設が実施、開園前の延長保育も 64 施設・36.8%（64 施設・33.9%）と、いずれもここ 3 年で最も高い。

閉園後の延長保育に至っては、144 施設・82.8%（146 施設・77.2%）と 8 割を超え、この 3 年で最大となった。特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が 72 施設・50.0%（84 施設・57.5%）と 5 割。コロナ禍以前の調査では、「お迎えがあるまで」が 5 割を切っていたものの、2020 年調査からは 5 割を超えており、医療従事者の働き方が過酷を極めていると推測できる。

依然として通常の保育時間は、「10～11 時間未満」が最も多いが、新型コロナが発生した直後の 2020 年度は「9～10 時間未満」の短い保育時間を設定する施設が増えた。しかし今回の調査では、「11～12 時間未満」がそれを上回る勢いで増えており、感染対策は引き続き求められているものの、新型コロナに対する位置づけが変化していることが伺える結果となった。

◆新型コロナと向き合う保育現場

コロナ禍の勤務でどのような負担が生じているか（複数回答）について、「精神的負担」が 115 施

設・66.1%（134施設・70.9%）と最も多く、次いで「身体的負担」が64施設・36.8%（77施設・40.7%）、「人員不足」が53施設・30.5%（47施設・24.9%）と続いた。今回、「精神的負担」や「身体的負担」が減少する中で、「人員不足」の割合が3割を超え増えている。

業務への影響については、「業務の増加」が130施設・74.7%（122施設・64.6%）と最も多く、「残業の増加」51施設・29.3%（42施設・22.2%）、「休暇が取れない」30施設・17.2%（18施設・9.5%）と続いた。「休日出勤の増加」20施設・11.5%（12施設・6.3%）についても、昨年の約倍に伸びている。「その他」の記述には、保育所内の消毒など衛生面の強化が引き続き行われていることや、シフト変更の増加と人員不足、行動制限などの記述があり、業務の増加や休暇が取れない背景には人手不足があると推測できる。

コロナ陽性者や濃厚接触者発生時の開園の状況として、「通常通りに開園」した施設は75施設・43.1%（61施設・32.3%）で4割強、「規模を縮小して開園」は24施設・13.8%（13施設・6.9%）で1割強となり、合わせると約6割の施設が、陽性者発生時もなんらか開園しており、昨年度より2割増となった。これは、濃厚接触者の定義がなくなったことで、隔離されるケースが減少したことも影響しているのではないかと推測できる。「閉園」は45施設・25.9%（43施設・22.8%）であった。

「その他」の自由記載には、「陽性者が出た場合は閉園・濃厚接触者ならPCR検査をして陰性なら開園」や、自治体・病院の判断や指示に従うという回答があった。

◆ケア労働者の賃上げからも取り残された院内保育所

2022年院内保育所実態調査の保育士の初任給平均は平均172,416円（平均172,222円）で、最高と最低の差は120,000円（106,500円）となった。昨年との比較ではわずか194円しか引きあがっていない。院内保育所の多くが認可外であるため、政府が打ち出した保育士の処遇改善事業から取り残されていることが伺える。

一方、2022年厚労省賃金構造基本統計調査の保育士「20歳～24歳」の平均賃金は255,500円（215,800円）となっている。正確な比較にはならないが、院内保育所の保育士との賃金差は、83,084円（43,578円）と格差がさらに拡大している。政府が打ち出した保育士等への処遇改善の影響により、認可保育所の賃金は確実に引き上がっている。21年度の実態調査の総括で、「今回は「保育士等への処遇改善特例事業」については反映されていないため、次年度にはこの格差がさらに広がるものと推測できる」と記述していたが、まさにその通りの結果となった。

政府が打ち出し、「保育士等処遇改善特例事業」による賃上げが実施されたかの問いに対し、「有」31施設・17.8%、看護職員等処遇改善事業において、コメディカルとして保育士に対しての賃上げがあったかの問いに対し、「有」17施設・9.8%となっている。

このコロナ禍で厚生労働者は、保護者である医療従事者の就労機能を確認するため、看護職員等の子どもが院内保育所を利用できるよう、柔軟な運用を図るよう管内医療機関に求めてきた。そのため、院内保育所は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の時も休園せず奮闘してきた。まさに負担だけが押し付けられた状態となっており、医療従事者が子育てをしながら安心して働き続けるためにも、院内保育所で働く職員の処遇を早急に改善することが求められている。

問い合わせ先

日本医療労働組合連合会／連絡先 03-3875-5871／Eメール n-ask@irouren.or.jp
保育対策委員会 担当：佐々木・川上・土田・安藤

2022年度

院内保育所実態調査結果について

2023年11月 日本医労連保育対策委員会

「2022年度院内保育所実態調査」結果がまとまりましたので報告します。医療の最前線でたたく医療従事者を支える院内保育所の役割がもっと見直され、そこで働く保育士等の賃金・労働条件改善に活かしていきたいと思えます。調査へのご協力に感謝申し上げます。

* () 内数字は2021年度の結果

I. 調査概要

1. 調査目的：本調査はコロナ禍の状況を含めた、院内保育所の実態を把握し、院内保育所の改善・拡充の運動に活用する。

2. 調査期間：2023年3月15日～5月15日

3. 調査対象：全国の医労連加盟組織内にある院内保育所484施設を中心に実施。未加盟組織にもご協力頂いた。

4. 調査・集計方法：日本医労連加盟組織を通じて送付し、2023年3月1日を基本に2022年4月から2023年3月の1年間の実績に基づいて記載したものを保育対策委員の協力も得て回収・集計した。

5. 調査事項：主な調査事項は次のとおり。保育対策委員会で検討した結果、今後の新たな取り組みにつなげるため、調査項目の追加や見直しを行った。

[1] **基礎項目：**設置主体・運営主体、賃金・労働条件、健康診断、制度や就業規則、非正規職員の公的保険の有無、36協定の締結、保育内容、園児の状況、保育運営委員会・地方協や県内の保育連絡会の有無、待機児童問題、認可外との差

[2] **特別項目：**新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」）新型コロナ関連

6. 集約結果：43都道府県174施設（42都道府県189施設）から集約した。回答施設の内訳として、加盟

施設が123施設（124施設）、未加盟施設が51施設（65施設）であった。加盟施設の有効回答率25.4%。

II. 調査結果

1. 設置主体・運営主体

(1) 主体別

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病院」で152施設・87.4%（171施設・90.5%）であるのに対し、運営主体別にみると「病院」は61施設・35.1%（79施設・41.8%）、「企業」が79施設・45.4%（74施設・39.2%）だった（**図表1**）。企業委託と回答した79施設の委託先は20企業（21企業）となり、(株)プライムツーワン17施設（12施設）、さくらグループ(株)10施設（7施設）、(株)アイグラン10施設（11施設）、(株)キッズコーポレーション7施設（6施設）、(株)テノ・サポート6施設（10施設）、アートチャイルドケア3施設、(株)スクルドアンドカンパニー3施設などであった。

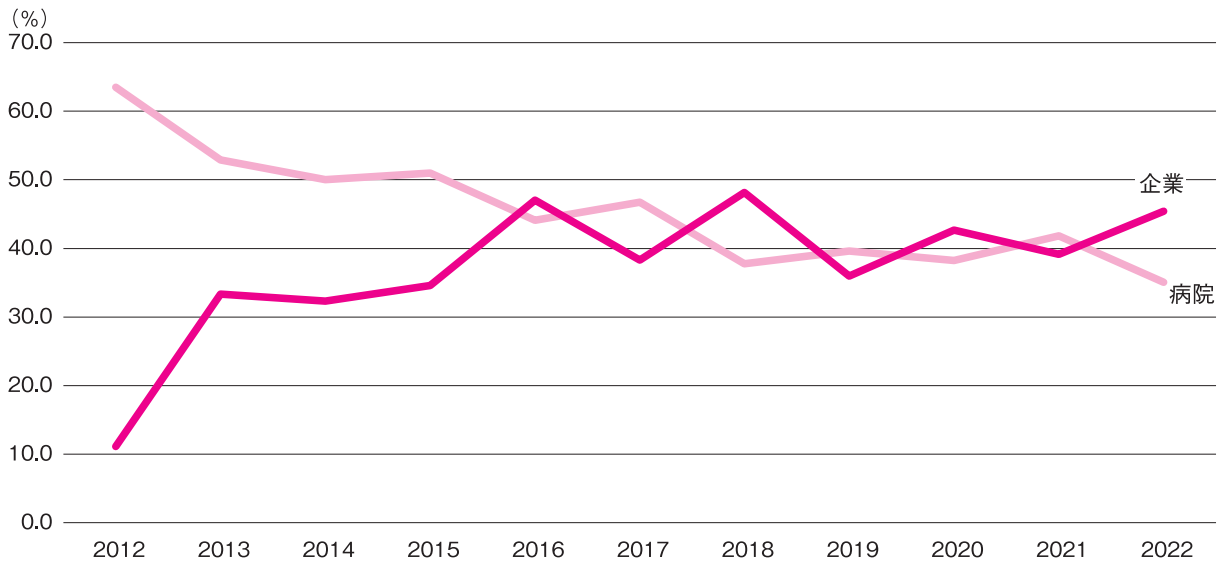
また、認可外は160施設・92.0%（178施設・94.2%）、認可は9施設・5.2%（8施設・4.2%）であった。

保育所の運営は、病院内保育所が113施設・64.9%（124施設・65.6%）、事業所内保育事業が37施設・21.3%（38施設・20.1%）、企業主導型保育事業が9施設・5.2%（11施設・5.8%）であった。

(2) 無償化

幼児教育・保育の無償化の実施状況としては、無償化を実施している施設は81施設・46.6%（98施設・51.9%）。実施していない施設は54施設・31.0%（54施設・28.6%）であった。無回答も39施設・

図表1 運営主体の推移



22.4% (37施設・19.6%) があった。

2. 賃金・労働条件

(1) 雇用形態

保育士1,255人(1,376人)の雇用形態は正規職員(以下：正規)が780人・62.2%(807人・58.6%)、非正規職員(以下：非正規)が475人・37.8%(569人・41.4%)、保育補助者123人(162人)においては正規が20人・16.3%(36人・22.2%)で、非正規が103人・83.7%(126人・77.8%)、栄養士・調理師89人(87人)で、正規が41人・46.1%(42人・48.3%)、非正規が48人・53.9%(45人・51.7%)だった。調理員39人(38人)については、正規が8人・20.5%(5人・13.2%)、非正規が31人・79.5%(33人・86.8%)であった。

(2) 勤続年数

①保育士については、有効回答数1,219人のうち正規755人(808人)・非正規464人(447人)で、その勤続年数は、「1～5年」で正規が295人・39.1%(344人・42.6%)・非正規が223人・48.1%(228人・51.0%)、「6～10年」が正規184人・24.4%(194人・24.0%)・非正規145人・31.3%(131人・29.3%)、「11～20年」で正規150人・19.9%(166人・20.5%)・非正規70人・15.1%(66人・13.9%)、「20年以上」では正規126人・16.7%(104人・12.9%)・非正規26人・5.6%(26人・5.8%)だっ

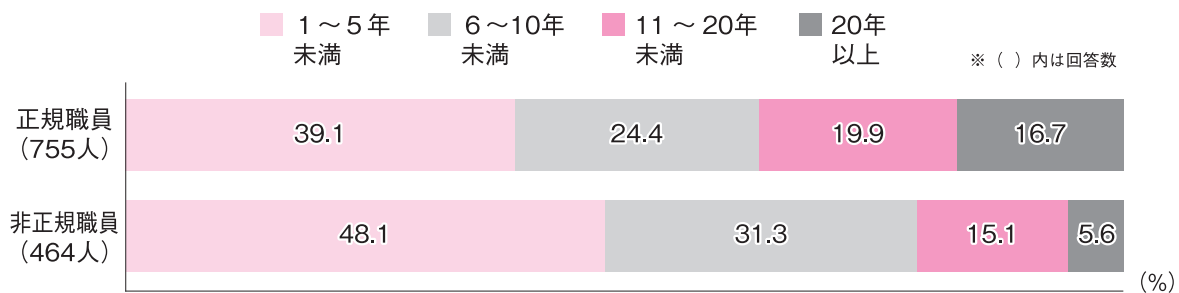
た。勤続10年までは非正規が正規上回っているが、11年を超えると非正規全体の数は減り、20年以上勤務する非正規は約6%だった(図表2)。

②保育士以外の職種(保育補助者、栄養士、調理師、調理員)の有効回答数257人のうち正規69人、非正規188人で、非正規が7割以上を占めていた。保育補助者については、有効回答数135人のうち、正規25人・非正規110人で、「1～5年」は正規12人・48.0%、非正規70人・63.6%、「6～10年」では、正規6人・24.0%、非正規22人・20.0%、「11～20年未満」は正規5人・20.0%、非正規16人・14.5%、「20年以上」は正規2人・8.0%、非正規2人・1.8%だった。

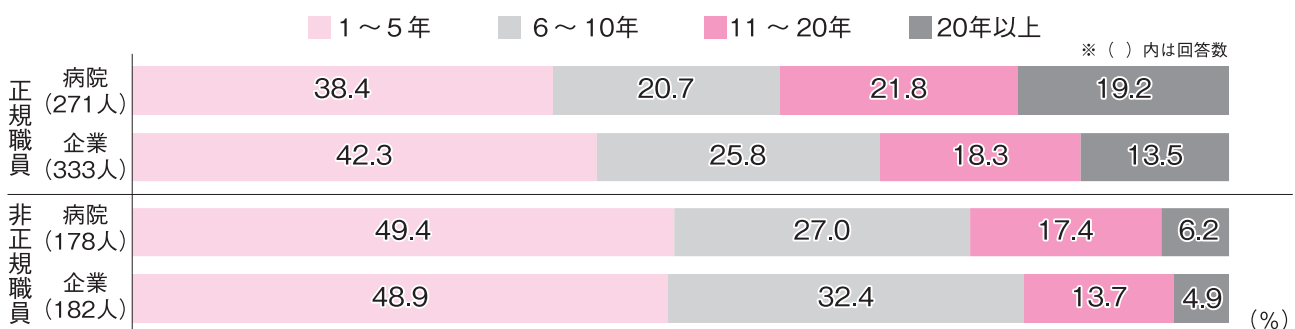
栄養士・調理師については、有効回答数80人のうち、正規34人・非正規46人で、「1～5年」は正規16人・47.1%、非正規23人・50.0%、「6～10年」では、正規9人・26.5%、非正規10人・21.7%、「11～20年未満」は正規4人・11.8%、非正規11人・23.9%、「20年以上」は正規5人・14.7%、非正規2人・4.3%だった。

調理員については、有効回答数42人のうち、正規10人・非正規32人で、「1～5年」は正規7人・70.0%、非正規22人・68.8%、「6～10年」では、正規3人・30.0%、非正規8人・25.0%、「11～20年未満」は正規0人・0%、非正規2人・6.3%、「20年以上」は正規0人・0%、非正規0人・0%だった。

図表2 保育士「正規職員・非正規職員」における勤続年数



図表3 保育士「正規職員・非正規職員」における運営主体「病院・企業」別の勤続年数



③運営主体別に正規の保育士の勤続年数を比較すると、有効回答数604人のうち、企業333人（335人）と病院271人（334人）で「1～5年」は、企業が141人・42.3%（151人・45.1%）なのに対し、病院は

104人・38.4%（130人・38.9%）だった。「20年以上」で比較すると、企業は45人・13.5%に対し、病院は52人・19.2%と逆転した（図表3）。

(3) 賃金について

図表4 2023年初任給・最低時給調査

(円)

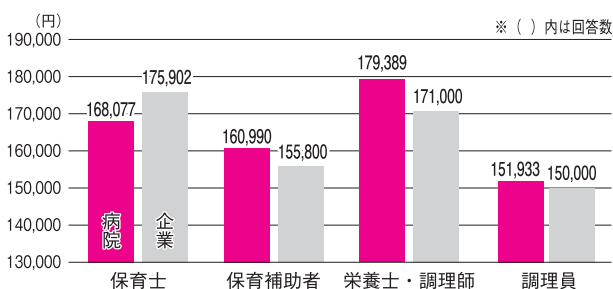
| | 保育士 | | 保育補助者 | | 栄養士・調理師 | | 調理員 | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 正規 | 非正規 | 正規 | 非正規 | 正規 | 非正規 | 正規 | 非正規 |
| | 初任給 | 時給 | 初任給 | 時給 | 初任給 | 時給 | 初任給 | 時給 |
| 平均 | 172,416 | 1,023 | 157,639 | 962 | 171,819 | 991 | 152,038 | 952 |
| 最高 | 240,000 | 1,350 | 176,120 | 1,250 | 223,960 | 1,350 | 175,000 | 1,160 |
| 最低 | 120,000 | 800 | 135,500 | 800 | 145,000 | 800 | 135,500 | 850 |
| 差額 | 120,000 | 550 | 40,620 | 450 | 78,960 | 550 | 39,500 | 310 |
| 有効回答数 | 118 | 107 | 16 | 49 | 13 | 21 | 8 | 24 |

①初任給について、正規の保育士は有効回答数118施設（114施設）・平均172,416円（平均172,222円）、最高額240,000円（231,500円）、最低額120,000円（125,000円）で、その差は120,000円（106,500円）となった。初任給の平均額が昨年と比較して194円しか引き上がっていない。院内保育所の多くが認可

外であるため、政府が打ち出した保育士の処遇改善事業から取り残されていることが伺える。

非正規の保育士の時間給は、有効回答数107施設（79施設）・平均1,023円（1,026円）、最高額1,350円（1,810円）、最低額800円（830円）で、その差は550円（980円）であった。

図表5 正規職員における運営主体「病院・企業」別の初任給



②正規の保育補助者は、有効回答数16施設（14施設）・平均157,639円（平均156,274円）、最高額176,120円（190,000円）、最低額135,500円（135,500円）であった。非正規については、有効回答数49施設（36施設）・平均962円（平均937円）、最高額1,250円（1,200円）、最低額800円（800円）であった（図表4）。

保育補助者含め栄養士や調理師など非正規の最低額は地域最賃Cランクに張り付いた賃金設定になっているばかりか、最低賃金を大きく下回る違法な施設もあった。

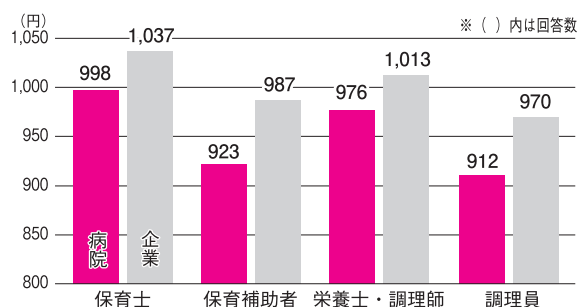
③運営主体別（病院・企業）の比較では、正規の保育士で、病院の平均が有効回答数47施設・168,077円（55施設・171,946円）に対し、企業平均は有効回答数50施設・175,902円（40施設・173,497円）と企業が7,825円（1,551円）上回った（図表5）。

④時給について、非正規の保育士時給は、病院の平均が42施設・998円（40施設・1,002円）に対し、企業平均は、45施設・1,037円（23施設・1,031円）と企業が39円上回った（図表6）。保育補助者、栄養士・調理師、調理員の全ての職種で、企業委託が病院の時給を上回っていた。

（4）健康診断について

①健康診断については、「有」が正規で162施設・93.1%、非正規で155施設・89.1%（170施設・89.9%、154施設・81.5%）であった。実施「有」が昨年より増えているが、職員のいのちと健康を守るためにも、すべての施設で実施されるべきである。「人間ドック」については、「有」が正規で20施設・11.5%、非正規で19施設・10.9%（29施設・15.3%、23施設・12.2%）で昨年を下回り2割に届かない状況だっ

図表6 非正規職員における運営主体「病院・企業」別の時給



た。

（5）就業規則・退職金制度の有無

①就業規則の有無について、正規で「有」は157施設・90.2%（167施設・88.4%）、「無」「不明」合わせて5施設2.9%（4施設・2.1%）だった。（「無回答」除く）非正規については、「有」が154施設88.5%（154施設・81.5%）、「無」「不明」合わせて8施設・4.6%（12施設・6.3%）だった（「無回答」除く）。

②退職金制度の有無について、正規で「有」は、129施設・74.1%（138施設・73.0%）、「無」22施設・12.6%（25施設・13.2%）だった。非正規では「有」は、15施設8.6%（22施設・11.6%）、「無」129施設・74.1%（121施設・64.0%）だった。

（6）非正規職員の公的保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入状況

非正規職員の公的保険について、健康保険加入率が129施設・74.1%（142施設・75.1%）、厚生年金加入率126施設・72.4%（135施設・71.4%）、雇用保険加入率135施設・77.6%（149施設・78.8%）であった。

（7）処遇（労働条件）について

①時間外労働の支払いについて、正規で「有」150施設・86.2%（163施設・86.2%）、「無」5施設・2.9%（3施設・1.6%）、「一部有」4施設・2.3%（0施設・0%）、不明・無回答は15施設・8.6%（23施設・12.2%）あった。

非正規では、「有」146施設・83.9%（163施設・86.2%）、「無」5施設・2.9%（2施設・1.1%）、「一部有」6施設・3.4%（1施設・0.5%）、不明・無回



答も17施設・9.8%（23施設・12.2%）あった。

②休憩時間の取得状況については、正規では「規定の時間取得」「ほぼ9割取得」を合わせると122施設・70.1%（126施設・66.7%）であり、非正規では、130施設・74.7%（131施設・69.3%）であり、いずれも7割台となり、改善が見られた。

③休憩の取り方として、正規で「児童とは別に取れる」は110施設・63.2%（113施設・59.8%）、「児童と一緒に取る」は46施設・26.4%（49施設・25.9%）であった。非正規では、「児童とは別に取れる」は110施設・63.2%（116施設・61.4%）、「児童と一緒に取る」は43施設・24.7%（44施設・23.3%）であった。

正規で9割以上休憩が取得できている122施設（126施設）のうち、「児童とは別に取れる」と回答した施設は、95施設・77.9%（100施設・79.4%）、非正規では130施設（131施設）のうち99施設・76.2%（107施設・81.7%）であった。児童とは別に仕事から解放され9割以上休憩が取れている施設は、7割台にとどまっている。

④生理休暇については、「有」は正規で108施設・62.1%（113施設・59.8%）、非正規で79施設・45.4%（80施設・42.3%）、「無」が正規で33施設・19.0%（34施設・18.0%）、非正規で54施設・31.0%（56施設・29.6%）であった。

⑤賃金表の有無について、「有」は、正規で110施設・63.2%、非正規で94施設・54.0%（110施設・58.2%、90施設・47.6%）、「無」は、正規で25施設・14.4%、非正規で39施設・22.4%（29施設・15.3%、43施設・22.8%）であった。

3. 36協定について

36協定の締結「有」141施設・81.0%（158施設・83.6%）、「無」6施設・3.4%（6施設・3.2%）であり、「不明」「無回答」合わせると27施設・15.5%（15施設・13.2%）であった（図表7）。

4. 保育内容

（1）保育時間について

①主たる開園時間は、「7時～7時59分」が最も多く104施設・59.8%（98施設・51.9%）、次いで「8

時～8時59分」67施設・38.5%（79施設・41.8%）であった。主たる閉園時間は、「18時～18時59分」100施設・57.5%（109施設・57.7%）が最も多く、次いで、「19時～19時59分」32施設・18.4%（27施設・14.3%）、「16時30分～17時59分」30施設・17.2%（32施設・16.9%）となり、第2位と第3位の順位が入れ替わった。

8時前の開園時間の施設は約6割にのぼり、閉園時間が18時以降の施設は138設・79.3%（151施設・79.9%）にのぼった。

②保育時間については、「10～11時間未満」が53施設・30.5%（60施設・31.7%）と最も多く、次いで「9～10時間未満」39施設・22.4%（46施設・24.3%）、「11～12時間未満」39施設・22.4%（35施設・18.5%）、と同順位となった。「8～9時間未満」は18施設・10.3%（17施設・9.0%）、「12～13時間未満」11施設・6.3%（14施設・7.4%）であった。また、13時間以上が4施設2.3%（8施設・4.2%）と半減した（図表8）。

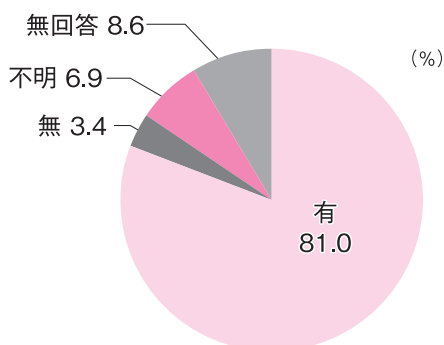
保育時間の推移をみると、コロナ禍の2020年から「9～10時間未満」が一気に増え、その収束とともに「11～12時間未満」が逆転する状況となっている。新型コロナウイルスがまん延し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が取られていた時期は、感染対策のために保育時間を短縮していたことが推測できる（図表9）。

（2）延長保育について

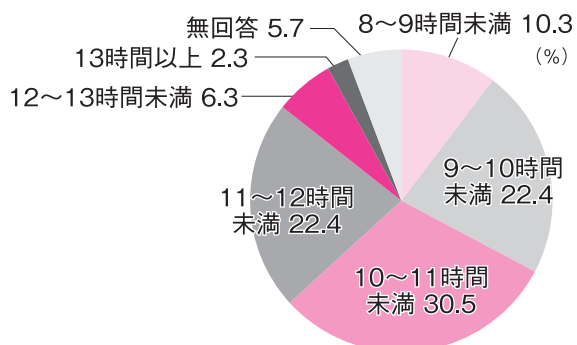
①開園前保育については、「有」64施設・36.8%（64施設・33.9%）、「無」が103施設・59.2%（116施設・61.4%）であった。開園前「有」の64施設（64施設）のうち、「30分前」が34施設・53.1%（36施設・56.3%）と最も多く、「1時間前」18施設・28.1%（16施設・25.0%）、「1時間30分前」3施設・4.7%（5施設・7.8%）、「2時間以上」1施設・1.6%（1施設・1.6%）、「3時間以上」は0施設（3施設・4.7%）で「無回答」が8施設・12.5%であった。

②閉園後保育・延長保育については、「有」が144施設・82.8%（146施設・77.2%）、「無」が24施設・13.8%（37施設・19.6%）と、「有」が8割を超えた。閉園後保育・延長保育「有」の施設で最も多い回答が「お迎えがあるまで」の72施設・50.0%（84施設・

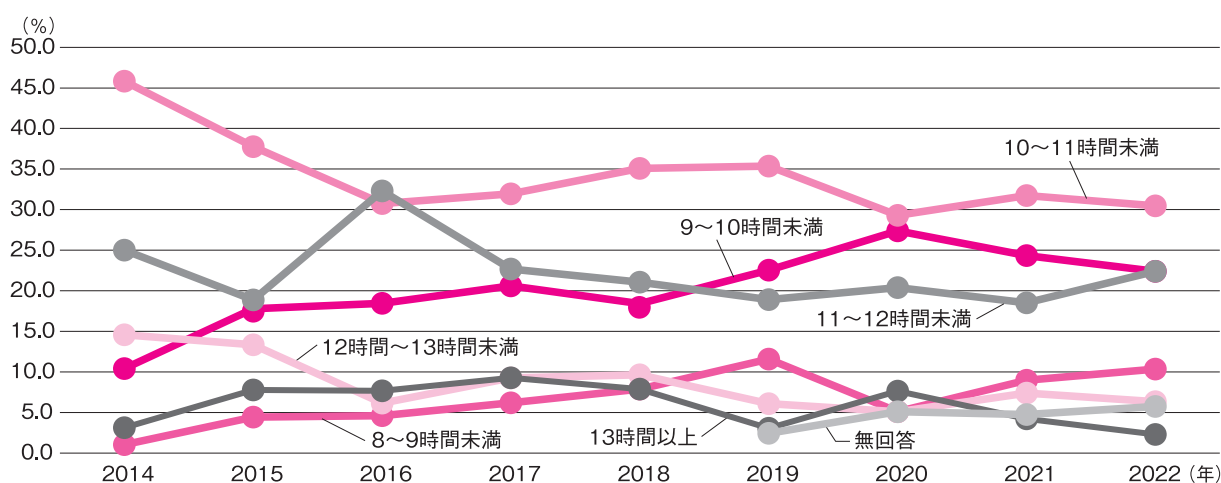
図表7 36協定の締結



図表8 保育時間



図表9 保育時間の推移



57.5%)、次いで「1時間」25施設・17.4% (28施設・19.2%)、「30分前」19施設・13.2% (8施設・5.5%)、「2時間」11施設・7.6% (11施設・7.5%)と続いた。

今回、「30分前」と「2時間」の順位が入れ替わり、延長保育「無」の施設も減少していることから、これまで延長保育を全く実施していなかった施設が短時間ではあるが、延長保育を実施し始めたのではないかと推測できる。

(3) 休日保育について

①土曜保育については、「全日」145施設・83.3% (159施設・84.1%)、「半日」3施設・1.7% (4施設・2.1%)、「未実施」21施設・12.1% (22施設・11.6%)で、8割以上が土曜保育を実施している。「未実施」と回答している21施設のうち18施設は公立・公的病院の施設である。

②日曜・祝日保育については、「半日」1施設・

0.6%、「全日」91施設・52.3%、「未実施」81施設・46.6%であり、5割を超えて開園していた(図表10)。

(4) 夜間保育について

「実施」は64施設・36.8% (79施設・41.8%)、「未実施」は97施設・55.7% (図表11) (105施設・55.6%)で、実施している64施設 (79施設)のうち、「以前より実施」している施設は60施設・93.8% (73施設・92.4%)あり、2020年度および2021年度に実施を開始した施設は各1施設のみであった。

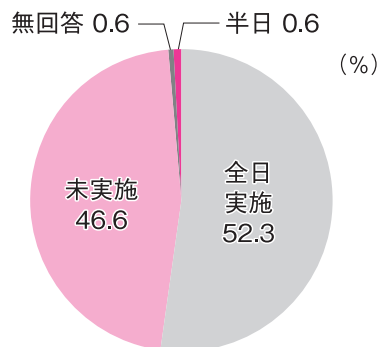
(5) 24時間保育について

24時間保育については、「実施」41施設・23.6% (48施設・25.4%)であった(図表12)。月の実施回数は、最大30回 (15回)で、月平均6.1回 (6.1回)であった。

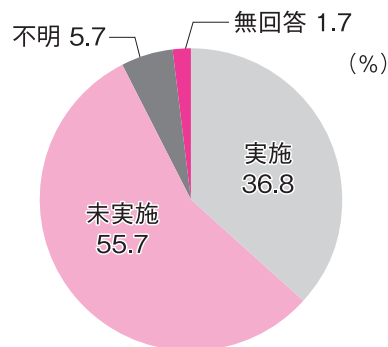
(6) 病児保育等について

病児保育の「実施」は半日・全日合わせて27施設

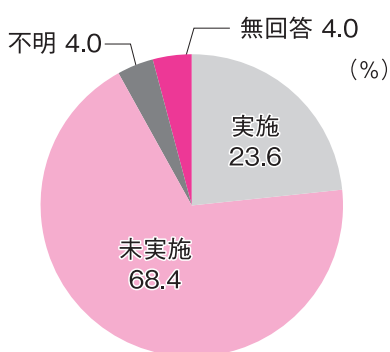
図表10 日曜・祝日保育



図表11 夜間保育



図表12 24時間保育



設・15.5% (29施設・15.3%)、病後児保育の「実施」は半日・全日合わせて33施設・18.9% (37施設・19.6%)と2021年度より減っている。両方実施している施設は、全体の22施設・12.7% (26施設・13.8%)であった。

(7) 給食・おやつの実施

給食の実施は、「有 (保育所内)」は88施設・50.6% (103施設・54.5%)、「有 (業者)」39施設・22.4% (41施設・21.7%)、「有 (病院内)」32施設・18.4% (33施設・17.5%)だった。「おやつの実施」は、「有 (保育所内)」が153施設・87.9% (173施設・91.5%)、「有 (業者)」5施設・2.9% (5施設・2.6%)、「有 (病院内)」が9施設・5.2% (6施設・3.2%)だった。給食の実施「無」13施設・7.5% (10施設5.3%)、おやつの実施「無」は4施設・2.3% (1施設・0.5%)であった。

(8) 避難訓練の実施

自然災害が頻発している中で、登園時になんらかの災害が起きた場合の避難訓練の実施状況について、「有 (マニュアル有)」150施設・86.2% (162施設・85.7%)、「有 (マニュアル無)」18施設・

10.3% (22施設・11.6%)、「無」2施設・1.1% (2施設・1.1%)という結果であった。年間の実施回数の平均は12.0回 (12.1回)で、月1回は実施している状況であった。マニュアル有・無に関係なく避難訓練「有」の168施設 (184施設)で、年12回以上実施している施設は148施設・88.1% (154施設・83.7%)であった。実施回数の最大は24回 (27回)で最少は1回 (0回)であった。

(9) 園児数について (2023年3月1日時点)

①定員数については、「20～29人」「30～39人」が同数で39施設・22.5% (41施設・21.7%) (42施設・22.2%)と最も多く、次いで「10～19人」が32施設・18.5% (32施設・16.9%)、「40～49人」が17施設・9.8% (28施設・14.8%)、「50～59人」が13施設・7.5%、「1～9人」は5施設・2.9% (10施設・5.3%)であった。

その一方、実際の受け入れ園児数では、「10～19人」の施設が53施設・30.6% (53施設・28.0%)と最も多く、次いで「1～9人」が41施設・23.7% (40施設・21.2%)、「20～29人」が28施設・16.2% (42施設・22.2%)、「30～39人」が27施設・15.6% (21施設・11.1%)となり、20人未満の受け入れ施設が54.3%と半数を超えた。

園児数については、定員平均が32.1人 (31.1人)で、実際の受け入れ園児数の平均が20.5人 (21.2人)となっている。回答施設の定員総数は174施設・5,133人 (178施設・5542人)で、実際の受け入れ園児総数は174施設・3,395人 (174施設・3,681人)、受入率2022年66.1% (2021年66.4%、2020年68.1%、2019年81.3%)で4年連続の減となっている。

施設数単位で見た場合、無回答除く157施設のうち、定員を超えて受け入れている施設は17施設、定

図表13 受け入れ園児の昼夜別の年齢層

(合計3,395人)
(%)

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 学童 |
|------|----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 職員の子 | 昼間 | 11.9 | 16.7 | 13.5 | 6.7 | 4.6 | 4.0 | 0.7 |
| | 夜間 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.1 |
| 地域の子 | 昼間 | 0.8 | 1.3 | 1.3 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 0.0 |
| | 夜間 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

員通りの施設が8施設、定員に満たない施設が132施設で、84%の施設が定員不足となっている。今後、廃止や撤退などの議論が進まないか、注視していく必要がある。

②「職員の子」で見ると昼間については、「1歳」858人・16.7%（898人・24.4%）と最も多く、次いで「2歳」691人・13.5%（727人・19.8%）、「0歳」610人・11.9%（631人・17.1%）、「3歳」345人・6.7%（435人・11.8%）の順で、2021年度と同様の順位となったが、人数はすべての年齢で減少している。夜間については、「2歳」22人がもっとも多く、次いで「1歳」20人、「3歳」17人、「0歳」14人となっており、低年齢層の預かりが多くなっている。

③「地域の子」で見ると、昼間は、「0歳」41人（40人）、「1歳」67人（43人）、「2歳」66人（43人）、「3歳」36人（17人）、「4歳」30人（18人）、「5歳」24人（18人）、「学童」は0人（0人）、「一時預かり」5人（1人）となっていて、地域の子の受け入れは増えている（図表13）。

(10) 配慮が必要な園児について

①配慮が必要な園児の有無について「有」66施設・37.9%（68施設・36.0%）、「無」89施設・51.1%（108施設・57.1%）であった。

②配慮が必要な園児への対応（複数回答）としては、「職員間での話し合い」が81施設・46.6%（73施設・38.6%）、「保護者との面談や対話」70施設・40.2%（62施設・32.8%）、「専門職員による巡回と相談」25施設・14.4%（24施設・12.7%）、「自治体の専門機関と連携」25施設・14.4%（19施設・10.1%）の順であった。子どもをめぐる状況など総合的に判断して対応にあたっていることが伺える。

(11) 研修等について

職員が受講している研修（複数回答）について、最も多かったのは「自治体主催」92施設・52.9%（114施設・60.3%）、次いで「保育団体主催」が70施設・40.2%（70施設・37.0%）、「園主催」55施設・31.6%、「病院主催」49施設・28.2%（56施設・29.6%）、「企業主催」47施設・27.0%（39施設・20.6%）だった。今回「園主催」が3位になった一方で、「自治体主催」は5割台に落ちてきている。コロナ禍で自治体の研修が減り、園独自の主催が増えてきたのではないかと推測できる。

(12) 認可保育園との差

認可保育園との差について感じたことがあるかの問いに対し、「有」115施設・66.1%（123施設・65.1%）、「無」32施設・18.4%（38施設・20.1%）であった。

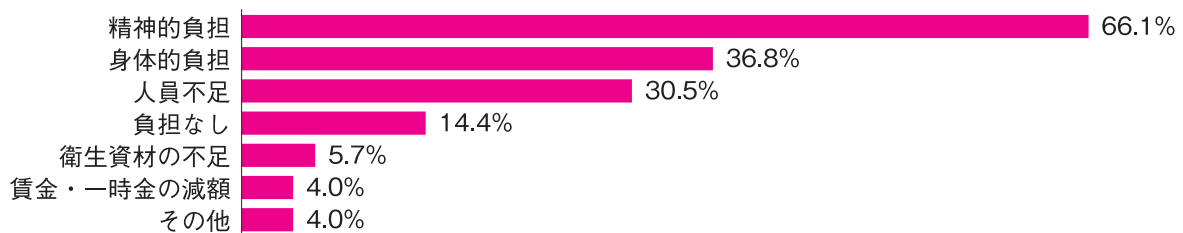
「有」と回答した115施設（123施設）の中で、認可保育園とどのような差を感じるか（追加項目あり・複数回答）について「賃金」76施設・66.1%（81施設・65.9%）、「処遇改善手当」76施設・66.1%、「施設環境」51施設・44.3%（63施設・51.2%）、「人員」44施設・38.3%（45施設・36.6%）、「自治体との連携」39施設・33.9%（41施設・33.3%）、「研修」39施設・33.9%（48施設・39.0%）、「休暇制度」21施設・18.3%（21施設・17.1%）だった。

今回、追加項目とした「処遇改善手当」については、「賃金」と並んで第1位であった。政府が打ち出したケア労働者の賃上げによる保育士等処遇改善手当は、院内保育所の多くは認可外であるため対象外が多く、認可保育所との賃金格差はさらに広がったと思われる。

5、保育運営委員会・保護者会・保育連絡会について

①保育運営委員会が「有」は107施設・61.5%（109施設・57.7%）で、そのうち、委員会の構成団体（複数回答）として「労働組合」は28施設・26.2%（25施設・22.9%）だった。最も多い構成では、「保護者」90施設・84.1%（90施設・82.6%）、「保育士」62施設・57.9%（90施設・82.6%）、「保育所責任者」52施設・48.6%の3者であった。2021年度の調査で3者に入っていた「経営者」については、26施設・24.3%（84施設・77.1%）と最も少なくなっている。

図表14 コロナ禍での勤務について、施設でどのような負担が生じていますか（複数回答）



た。委員会の「開催状況」については不明・無回答を除いた106施設（106施設）のうち、「定期」開催の施設は83施設・78.3%（80施設・75.5%）、「不定期」開催は16施設・15.1%（19施設・17.9%）、「未開催」7施設・6.6%（7施設・6.6%）であった。

②保護者会については、不明・無回答を除いた101施設（99施設）のうち、「定期」開催の施設は42施設・41.6%（39施設・39.4%）、「不定期」開催は23施設・22.8%（19施設・19.2%）、「未開催」36施設・35.6%（41施設・41.4%）であった。

③保育連絡会は、不明・無回答を除いた103施設（117施設）のうち、「有」が27施設・26.2%（28施設・23.9%）、「無」76施設・73.8%（89施設・76.1%）で例年並みの実施であった。

6. 待機児童問題について

待機児童の影響について、「有」は27施設・15.5%（30施設・15.9%）、「無」は119施設・68.4%（131施設・69.3%）だった。

Ⅲ. 特別項目 新型コロナに関する調査結果

1. コロナ禍での勤務の負担感

コロナ禍の勤務でどのような負担が生じているか（複数回答）について、「精神的負担」が115施設・66.1%（134施設・70.9%）と最も多く、次いで「身体的負担」が64施設・36.8%（77施設・40.7%）、「人員不足」が53施設・30.5%（47施設・24.9%）、「負担なし」は25施設・14.4%（19施設・10.1%）、「衛生資材の不足」10施設・5.7%（13施設・6.9%）、「賃金・一時金の減額」7施設・4.0%（12施設・6.3%）の順であった（図表14）。今回、「精神的負

担」や「身体的負担」が全体的に下がる中で、「人員不足」の割合が3割を超えている。

2. 離職者数

新型コロナの影響で離職した職員の有無について、「有」は9施設・5.2%（9施設・4.8%）だった（図表15）。その一方で、コロナ前の2019年度と比較して離職者は増えたかの問いに対し、「増」は16施設・9.2%（21施設・11.1%）、「減」は5施設・2.9%（6施設・3.2%）、「変化なし」は140施設・80.5%（142施設・75.1%）であった（図表16）。

3. 人員体制の変更

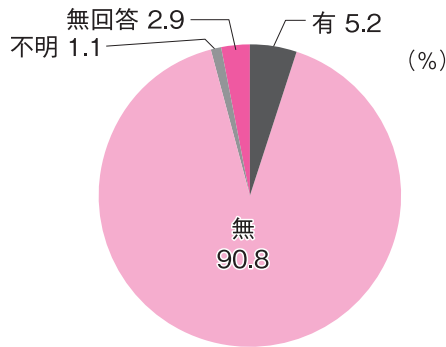
職員の感染・自宅待機・子どもの休校・退職などの影響から人員体制の変更があったかについて、「有」は67施設・38.5%（71施設・37.6%）、「無」は99施設・56.9%（104施設・55.0%）であった。昨年は「有」施設が大幅に増え、コロナ感染拡大の影響を大きく受けた状況となっていたが、今回もほぼ前年通りの状況となっている。

4. 業務への影響

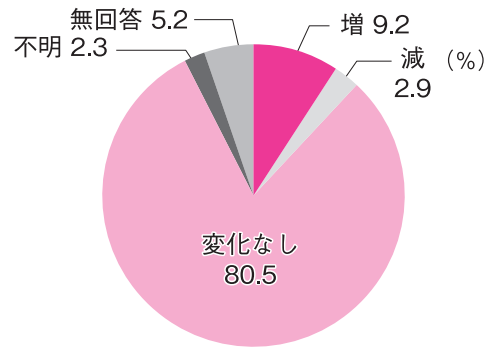
新型コロナの影響でどのようなことが起きたか（複数回答）について、「業務の増加」が130施設・74.7%（122施設・64.6%）と最も多く、次いで「残業の増加」51施設・29.3%（42施設・22.2%）、「休暇が取れない」30施設・17.2%（18施設・9.5%）、「変化なし」21施設・12.1%、「休日出勤の増加」20施設・11.5%（12施設・6.3%）、「その他」6施設・3.4%（26施設・13.8%）であった（図表17）。

今回、「休暇が取れない」が第3位に上がっている。「その他」の記述には、保育所内の消毒など衛生面の強化が引き続き行われていることや、シフト変更の増加と人員不足、行動制限などの記述があった。

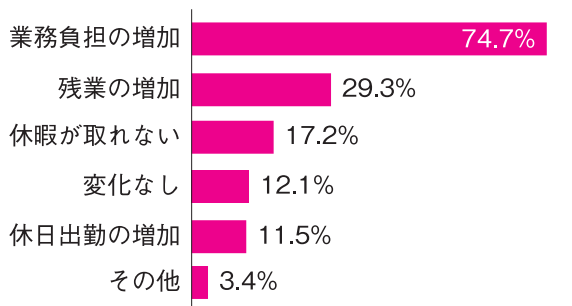
図表15 新型コロナの影響から離職した職員はいますか



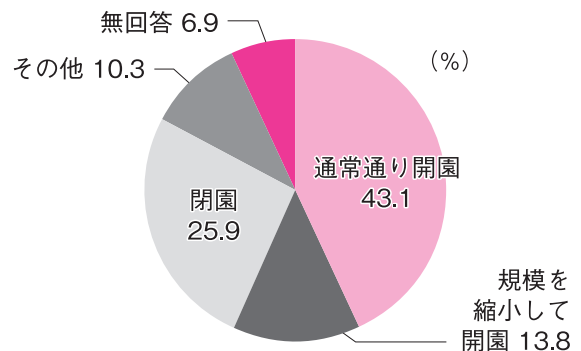
図表16 コロナ前（2019年）と比較し離職者は増えましたか



図表17 新型コロナの影響でどのようなことが起きましたか（複数回答）



図表18 感染拡大時のコロナ陽性者や濃厚接触者の発生における開園の対応



5. コロナ前と比較した一時金の支給

コロナ前（2019年）と比較した一時金（ボーナス）支給について、「同率」が最も多く、126施設・72.4%（132施設・69.8%）、次いで「増えた」が19施設・10.9%（23施設・12.2%）、「減った」が8施設・4.6%（11施設Ⅲ.特別項目 新型コロナに関する調査結果・5.8%）、であった。

6. コロナ陽性者や濃厚接触者発生時の開園の状況

「通常通り開園」は75施設・43.1%（61施設・32.3%）、「規模を縮小して開園」は24施設・13.8%（13施設・6.9%）、「閉園」は45施設・25.9%（43施設・22.8%）、「その他」18施設・10.3%（55施設・29.1%）であった（図表18）。「その他」の自由記載には、「陽性者が出た場合は閉園・濃厚接触者ならPCR検査をして陰性なら開園」や、自治体・病院の判断や指示に従うという回答があった。

7. ケア労働者の賃上げ

（1）保育士等処遇改善特例事業について

政府が打ち出した「保育士等処遇改善特例事業」による賃上げが実施されたかの問いに対し、「有」31施設・17.8%（30施設・15.9%）、「無」120施設・69.0%（133施設・70.4%）、「不明」「無回答」合わせると23施設・13.2%（26施設・13.7%）であり、賃上げを実施した施設は2割に満たなかった。

（2）看護職員等処遇改善事業について

看護職員等処遇改善事業において、コメディカルとして保育士に対しての賃上げがあったかの問いに対し、「有」17施設・9.8%（10施設・5.3%）、「無」122施設・70.1%（133施設・70.4%）、「不明」「無回答」合わせると35施設・20.1%（46施設・24.3%）であった。

（3）コロナに関連した手当について（追加項目）

コロナ関連手当として支給されているかの問いに対し、「有」61施設・35.1%、「無」95施設・54.6%、「不明」「無回答」合わせると18施設・10.3%であった。



8. コロナ禍で困っていること（自由記載、抜粋）

- ・主に0、1、2歳児の園児が在籍しているので園児たちはマスクを使用しておらず、コロナ陽性や濃厚接触が判明すると、自宅待機になることで保育園が数日休園になる。遊びや生活の中で制限がかかる。
- ・院内の看護師、職員に対しては処遇改善手当等の支給があるのに、院内保育士には支給がない。認可外の保育士にも認可同様に保育士手当を支給すべき。
- ・子ども（コロナ感染した）の健康への配慮（後遺症らしい症状が見られる）。スタッフが感染した時の人手不足。
- ・なるべく園を閉めないでほしいと言われるが、濃厚接触者が増えると体制がとれない。結局閉園せざるを得なかった。
- ・医療従事者をサポートするうえで院内保育所はなくてはならない場所なので、若い人たちが1人で暮らせるくらいの処遇改善、賃金アップを求める。月10万円強では担い手がなくなる。
- ・5類へ移行後の子どもの受け入れの判断。園の行事のあり方。感染対策はどのように移行させるのか。判断する基準がない。
- ・5類に引き下げられたが、病院はそのままの対応。業務が軽減することはなく、風邪症状があればPCR検査を受けなければならない。結果が出るまでは自宅待機。症状改善しても48時間自宅待機なので、人員不足になっている。
- ・普段からギリギリの人数で保育をしているのでコロナ感染が職員から出た時に非常に厳しい体制となった。人員を確保するのが難しかった。

IV. 結果の特徴と今後の課題

1. はじめに

新型コロナも4年目を迎えた。今回の調査は、2023年3月1日を基本に、2022年4月から2023年3月の1年間の実績をもとに、基礎項目に加え、特別項目として新型コロナの調査も引き続き行った。

3年以上も続く新型コロナとのたたかいは、医療従事者のみならず、その子どもを受け入れる院内保育所で勤務する職員も同じである。国民のいのちと健康を守るために、医療現場で働く医療従事者が安

心して働き続けられるためにも、それを支え続ける院内保育所の役割は重要であり、もっと光が当たるべきである。

今回は、コロナ禍の大変な状況の中でも、43都道府県174施設から回答をいただいた。調査にご協力いただいたすべての施設に心から感謝を述べたい。また、この間、未加盟施設からの回答も増えてきている。調査結果をしっかりとお返しすると同時に、院内保育所で働くすべての職員の処遇改善を実現し、組織拡大にもつなげていきたい。

2. 長時間労働や労基法違反が常態化

午前8時前の開園時間は104施設・59.8%（98施設・51.9%）と約6割の施設が実施し、開園前の延長保育も64施設・36.8%（64施設・33.9%）と、いずれもここ3年で最も多くなっている。閉園後の延長保育に至っては、144施設・82.8%（146施設・77.2%）と8割を超え、この3年で最大となった。特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が72施設・50.0%（84施設・57.5%）と5割となっている。

院内保育所は、医療・介護従事者の子どもを主に預かっており、その利用者の働き方に大きく左右されている。コロナ禍以前の調査では、「お迎えがあるまで」が5割を切っていたものの、2020年調査からは5割を超えており、医療従事者の働き方が過酷を極めていと推測できる。

依然として通常の保育時間は、「10～11時間未満」が最も多いが、新型コロナが発生した直後の2020年度は「9～10時間未満」の短い保育時間を設定する施設が増えたのに対し、今回の調査では、「11～12時間未満」がそれを上回る勢いで増えている。感染対策は引き続き求められているものの、新型コロナに対する位置づけが変化していることが伺える結果となった。

土曜保育は例年同様8割を超えて実施され、日・祝日保育については、「全日実施」の施設が5割を超えていた。開園状況について週6日は当たり前で、ほぼ毎日開園している施設も半数あることが分かる。利用者である医療・介護・福祉労働者の働き方に合わせた開園状況となっていることが伺える。また、看護職員の夜間勤務の負担軽減の評価の中に夜間保育所の設置が含まれたことにより、夜間保育は約4割、24時間保育も約3割で実施されている。

看護師確保策、夜間勤務負担軽減策として実施されてはいるが、その一方で、看護師の長時間労働に拍車をかけ、子どもの在園時間の延長と、保育士の労働時間を引き延ばすことにつながる事態となっている。

10時間を超える保育時間が常態化する中で、休憩時間の取得については、「既定の時間取得」「ほぼ9割取得」を合わせても、正規・非正規とも7割台となっている。さらに、「児童と別に取れる」と回答した施設は6割強で、「児童と一緒に取る」は2割台となっている。労働基準法における休憩時間とは、労働者が労働から解放され、自由に使用することができる時間であり、「児童と一緒に取る」という休憩は、実際には労働から離れることが保障されていない状態で、労働時間として扱われるべきものである。

こうした労基法違反の背景には、人員不足がある。医師・看護師・介護職の大幅増員と夜勤改善の取り組みと合わせ、労基法違反を一掃し、院内保育所で働くすべての職員の処遇改善を一体のものとしてとらえ、国に対し抜本的な施策を求めていく必要がある。

3. 良質な保育を守るために

保育の質を確保し向上させていくためには、専門職としての教育・研修の保障はもちろん、保育士等の賃金・労働条件の改善が急務である。認可保育園との格差の問題と合わせ、処遇改善が進まない要因のひとつには委託化がある。院内保育所の設置主体は「病院」が約9割と圧倒的であるが、運営主体別だと「病院」は3割強で、「企業」が4割強と昨年からさらに企業委託が進む状況となっている。2012年度には63%だった病院運営は年々企業委託へと進んでいる。

夜勤・交替制労働者確保策として、病院の都合に合わせた長時間・休日・夜間・24時間・病児病後児など多様な保育がすすめられていくのも委託化が進む要因ともいえる。

病院等からすれば運営に伴う煩雑な業務からの解放と、経済的負担が軽減する「メリット」で選択しやすい状況にある。しかしながら、保育士の賃金や処遇は直営より低下し、雇用不安も増大する。

良質な保育を守るためにも直営を原則としながら、雇用の継続と働くルールの確立、賃金・労働条

件の改善を求める運動を強めていく必要がある。

また、認可保育園との格差を埋めることも喫緊の課題である。認可保育園との差について感じている施設は66.1%にもものぼり、特に賃金面での格差を訴える施設が約7割にのぼっている。コロナ禍で政府が打ち出した処遇改善手当についても、「認可外」ということで対象とはならず、認可保育園との賃金格差は、増々広がるばかりである。

4. 新型コロナと向き合う保育現場

2021年度調査に引き続き特別項目として、新型コロナに関する調査を行った。コロナ陽性者や濃厚接触者発生時の開園の状況として、「通常通りに開園」した施設は4割強、「規模を縮小して開園」は1割強となり、合わせると約6割の施設が、陽性者発生時もなんらかの形で開園しており、2021年度より2割も増えている。これは、濃厚接触者の定義がなくなったことで、隔離されるケースが減少したことも影響しているのではないかと推測できる。

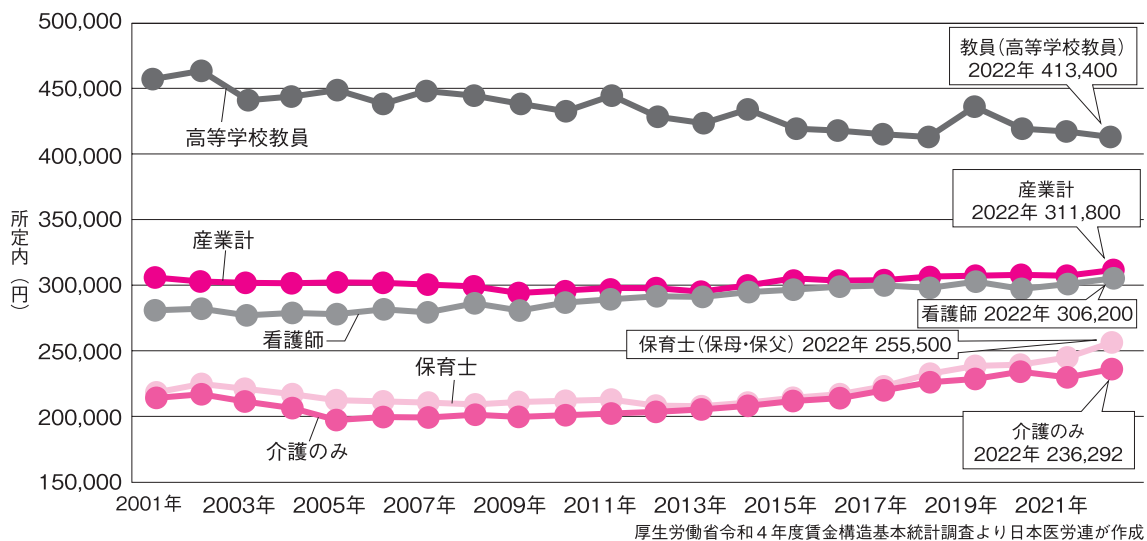
「その他」の自由記載には、病院の指示に従うなどの記述が多くあったが、ただでさえ医療現場は人手不足であり、閉園すれば保護者である医療従事者の就労を確保することができなくなり、さらなる人手不足に拍車をかけることになるため、検査をして陰性なら開園という状況があったことも記述から読み取ることができる。

人員不足は医療現場に限った話ではない。コロナ禍での勤務の負担感として、引き続き「精神的負担」が約6割と高い状況にあるが、その中で、「人員不足」と回答した施設が3割にのぼった。「業務の増加」は7割強と2021年度より1割増え、なかでも「休暇が取れない」が約2割となり、「休日出勤の増加」も1割ではあるものの徐々に増えてきている。人手不足の状況が顕著に表れる事態となっている。

5. ケア労働者の賃上げからも取り残された院内保育所～制度による格差広がる～

このコロナ禍で厚生労働者は、新型コロナから国民のいのちを守り、保護者である医療従事者の就労機能を確保するため、看護職員等の子どもが院内保育所を利用できるよう、柔軟な運用を図るよう管内医療機関に求めてきた。そのため、院内保育所は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の時も休園する

図表19 産業計と看護師・介護職・保育士・教員の賃格推移【2022年】



ことなく、国民のいのちを下支えしてきた。

しかし、政府が打ち出した看護師、介護士、保育士など、公定価格で規定されるケア労働者への賃金引き上げについては、示された額や範囲が低額かつ限定的であり、賃金改善を実感できる水準ではない。保育士については、保育士等への処遇改善補助事業により、保育士等の収入を3%、月額9,000円程度引き上げる措置として実施されたものの、医師や看護師などの医療従事者を支える病院内保育所の多くは、認可外保育所ということもあり、この処遇改善補助事業の対象外となっている。今回新型コロナ調査の設問に「保育士等処遇改善補助事業」による賃上げが実施されたか、「看護職員等処遇改善事業」におけるコメディカルとしての保育士に対する賃上げがあったかを尋ねた。前者について「有」は31施設・17.8% (30施設・15.9%)、後者について「有」は17施設・9.8% (10施設・5.3%)で、「対象外」は実質的に約7割にのぼり、制度による格差があることは明らかである。

日本医労連23春闘の回答状況から見ても、保育士への賃上げは正規の保育士で「ベア」1組合、「非正規の保育士の「ベア」2組合であった。この状況から政府が打ち出した賃上げ補助事業は、ケア労働者の実質賃上げにはつながっていないことが伺える。

自由記載には、「コロナであろうと保護者の労働を保障するため、政府からの通達や会社組織より開園する方針を求められている。保育現場では、子どもたちを安全に健康に保育する使命がある。厳しい

賃金・就労で保育士は板挟みの状態となっている。保育士の雇用等の見直しが必要」とつづられている。

正確な比較にはならないが、今回の院内保育所実態調査の保育士の初任給平均は172,416円 (172,222円)であり、2022年厚労省賃金構造基本統計調査の保育士「20～24歳」の平均賃金は255,500円 (215,800円)と比較して、83,084円 (43,578円)と格差がさらに拡大している (図表19)。政府が打ち出した保育士等への処遇改善の影響により、認可保育所の賃金は確実に引き上げられている。一方、認可外の多い院内保育所は、2021年度と比較して194円しか引き上がっていない。2021年度の実態調査の総括で、「今回は「保育士等への処遇改善特例事業」については反映されていないため、次年度にはこの格差がさらに広がるものと推測できる」と記述していたが、まさにその通りの結果となった。

院内保育所は、慰労金や処遇改善事業からも対象外となるなど、院内保育士の処遇は差別され、ケア労働者の賃上げからも取り残されている。

医療従事者の就労を確保すること、そして、医療・介護従事者が安心して働き続けられるためには、院内保育所は必要不可欠の施設であり、ひいてはそれが国民のいのちを守り、地域医療を守ることになる。

院内保育所の役割の重要性を認識した今だからこそ、その機能の充実と保育士の確保、そして社会的役割にふさわしい保育所職員の処遇改善が求められる。

寄稿

医療従事者の勤務を支える院内保育所の役割

—2022年度院内保育所実態調査の結果を受けて



にしむら みほ
西村 実穂

東京未来大学講師

2023（令和5）年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することになった。これを機に、コロナ対策に翻弄されてきた社会全体において、さまざまな制限が緩和されてきた。多くの対策を強いられてきた保育現場でも、マスクの着用を廃止したり、昨年度までは実施できなかった行事を再開したりと少しずつコロナ禍以前の保育が戻ってきたのではないだろうか。

2023年4月には、子どもに関するさまざまな問題について、一元化した対応を行うことを目指してこども家庭庁が発足した。同年6月13日には、政府が「こども未来戦略方針」を閣議決定し、保育士の配置基準改善やこども誰でも通園制度（仮称）などの方策が示された。これを受けて、今後も保育や子育て、院内保育所に関連するさまざまな動きが生じることが予測され、その動向を注視していく必要がある。本稿では、2022年度の保育現場の動向を見ながら、院内保育所実態調査の結果について考察していきたい。

保育所全体の動向

2022年2月以降のコロナ第6波の時期において、新型コロナウイルス感染症は子どもたちへの感染の広がりを見せた。多数の保育所においてクラスターが発生し、2022年2月3日には、全面休園の保育所が777カ所にも上った。院内保育所もその影響を受

け、病院内・保育所内での感染への対応に追われた園も多かったのではないだろうか。感染の不安が大きいなかで、保育を継続してこられた院内保育所の保育士の方々には本当に頭の下がる思いである。

2022年度の保育所に関連する政策の動向に目を向けると、育休取得の推進、保育者の勤務負担に関する処遇改善があげられる。

育休取得の推進

育児休業は、子どもが1歳に達するまで、申し出により育児休業の取得を可能とする制度である。2021年の育児・介護休業法の改正により、有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和、産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得、育休取得情報の公表義務付けなどが行われ、2022年度より施行された。こうした背景から、男性の育児休業取得率は年々増加しており、2010年には1.38%であったものが2021年には13.97%と育休を取る父親が急増している。

また、パート職員などこれまで育児休業を取ることが難しかった職員の育休取得も条件付きで可能となり、早期に職場復帰しなくてはならない医療従事者の労働環境にも変化が生じることが予測される。また、院内保育所の特徴として、産休明け早期からの保育を実施していることが挙げられるが、育休の制度を使うことにより、産休明けすぐに復帰する医療従事者が減少していくことが考えられる。

保育者の勤務負担の改善

昨今の保育士不足を背景として、保育士が働き続けることができるようにと厚生労働省が中心となり、さまざまな対策が行われている。その一つが保育士の処遇改善である。具体的には、給与の面の処遇改善と、業務の効率化による負担軽減が挙げられる。

給与面の処遇改善策としては、国の実施する処遇改善加算がある。2013年から内閣府主導で実施されている事業であり、要件を満たした保育者に対して、国から保育所に補助金が振り込まれ、保育士の基本給に処遇改善手当が加算される。これを受けて、認可保育所の保育士の給与水準は上がり続けている。他の職種と比べて給料が低く、そのことが保育士の離職につながっていた状況を改善するものである。しかし、認可外保育所はその対象から外れており、多くが認可外保育所である院内保育所では処遇改善が進んでいない。

業務の効率化による負担軽減については、ICT（情報通信技術）等の活用による業務効率化と業務改善の推進、ノンコンタクトタイムの確保が挙げられる。

実際に一般の認可保育所では、ICT導入による業務負担軽減が進みつつある。各保育室にタブレットやパソコンが設置され、保育の記録や連絡帳の作成に活用している保育所も増えてきた。しかし、ICT導入には初期コストがかかる。また、機器の操作に不慣れな保育者にとっては、操作に慣れる時間も必要であろう。院内保育所において、その導入が困難であることは想像に難くない。

次に、ノンコンタクトタイムの導入について述べたい。ノンコンタクトタイムとは、保育士が勤務時間内に子どもと関わらない時間のことを指す。保育士の業務は、子どもたちと関わる活動の時間以外にも、保育関連の記録の作成や連絡帳記入、会議や保護者対応、行事の準備などノンコンタクトタイムに実施すべき業務も多い。

これまで保育士は、子どもたちの午睡中など時間を見つけてこれらの業務を実施していたが、処理しきれずに休憩時間に書類作成をしたり残業をしたり、さらには家に持ち帰って業務を行うことも多かった。この状況を解消するため、子どもと関わらないノンコンタクトタイムを持ち、業務を効率よく進めることが推奨されているが、果たして保育現場でどの程度可能であろうか。特に院内保育所では、最低限の数の保育士しか配置していないことも多く、保育士1人が担う業務負担は大きい。新しい取り組みをするだけの人的、また心理的な余裕があるのだろうか。

院内保育所実態調査の結果から

こうした課題の多い保育現場であるが、ここからは、院内保育所に目を移し、2022年度の院内保育所実態調査の結果と院内保育所の動向について考察していきたい。

1. 院内保育所の運営について

院内保育所の認可状況を見ると、認可外が92.0%（160施設）、認可が5.2%（9施設）であり、ほとんどが認可外保育所として運営されていることがわかる。

2019（令和元）年からスタートした幼児教育・保育の無償化では、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの保育料が無償化している。要件を満たす認可外保育所もこの無償化の対象となるが、院内保育所のなかで無償化を実施している施設は46.6%（81施設）、実施していない施設は31.0%（54施設）となっており、無償化の対象となっていない施設が多いことがわかる。この背景として、0～2歳児までの低年齢児のみを対象としている院内保育所があることなどが考えられる。

院内保育所の運営主体を見ると、「企業」が45.4%（79施設）、「病院」が35.1%（61施設）となり、企業に運営を委託する院内保育所が多くを占めている。保育所の運営を企業に委託することは院内保育所に限ったことではなく、認可保育所も同様の傾向が見られている。認可保育所の場合は保育需要の高まり・待機児童問題解消のために保育所を急設した。このために委託に頼らざるを得なかった側面がある。

院内保育所の場合は、運営の費用と手間を抑えたいという病院の思いがあると考えられる。保育所の運営には、施設・設備の管理、保育士の雇用、保育内容の質の保障、運営費用の管理など多大な労力が必要となる。保育所の運営を専門としない病院経営者にとって、企業に保育所の運営を委託する最大のメリットは、運営にかかる手間を病院が負わなくてよい点である。

一方で、民間企業に保育所の運営を委託する際には懸念点も多い。委託企業が倒産し、突然保育所が開所できなくなるケースが生じている。また、2022年には、委託業者の運営費の不正受給が大きく取り沙汰された。さらに、保育中に事故やトラブルが

あった場合には、その責任を企業が負うのか、病院が負うのか、責任の所在が分かりづらいといった問題が考えられる。

加えて、条件によっては、再委託ができず数年ごとに委託企業を替えざるを得ない保育所もあろう。そうした場合には、その保育所で働く保育士の身分が保障されず、保育者は不安定な身分でいつ業者が変わるのかと不安を抱えたまま勤務を続けなければならなくなる。

委託業者が変わると保育の方針・方法が変わる場合もある。数年ごとに保育方針が変わる保育所では保育者が安定した保育を継続することができず、子どもたちにしわ寄せがいつてしまう。

このように多くの懸念点がある保育業務の企業委託であるが、保育業界全体に運営を企業に委託せざるを得ない実情がある。今後も院内保育所の運営が企業に委託される状況が続くと予想されるが、不安が残る。

2. 保育士の処遇について

認可保育所では、2013年、現場で働く保育者の給料の引き上げに必要な費用を保育施設に対して国が補助する処遇改善事業が開始された。この処遇改善事業が開始されてから、保育士の賃金は継続的に増加している。

保育士の処遇改善加算にはⅠ～Ⅲまでの3種類があり、多くの保育士が対象となるのが「処遇改善等加算Ⅲ」である。2022年2月からは、処遇改善等加算Ⅲが継続支給されることとなり、月額平均9,000円（収入の3%程度）の引き上げが実施された。しかし、この制度の支給対象は認可保育所に勤務する職員であり、9割以上が認可外保育施設である院内保育所には適用されない。

今回の院内保育所実態調査の結果では、正規の保育士の初任給は平均172,416円、最高額240,000円、最低額120,000円であった。初任給の平均額が2021年度と比較して194円増となっているが、保育士の処遇改善事業から取り残されていることは明確である。認可外保育所であっても、認可保育所と同様に子どもの保育を行っている。認可外保育施設も処遇改善の対象となるように国に求める必要がある。

3. 保育の内容について

(1) 保育時間

保育時間については、「10～11時間未満」が最も多く(30.5%、53施設)、次いで「9～10時間未満」(22.4%、39施設)、「11～12時間未満」(22.4%、39施設)の順となっている。院内保育所の保育時間は認可保育所に準じた11時間が基本となっていることが分かる。

一方で、時間外の保育を見ると、閉園後保育・延長保育をしている保育所が82.8% (144施設) と多くを占めている。具体的な延長時間は、閉園後保育・延長保育をしている保育所のうち、「お迎えがあるまで」が最も多く50.0% (72施設) を占めた。この点は、院内保育所が時間外勤務の多い医療従事者の勤務に開所時間を合わせていることがよく分かる結果である。また、日曜・祝日保育については、「全日実施」52.3% (91施設)、「未実施」46.6% (81施設) であり、半数以上の園が休日保育を実施している。

夜間保育を実施している院内保育所は36.8% (64施設) であった。過去の夜間保育の実施割合を見ると、2018年度40.3%、2019年度45.1%、2020年度42.7%、2021年度41.8%と4割程度を推移している。

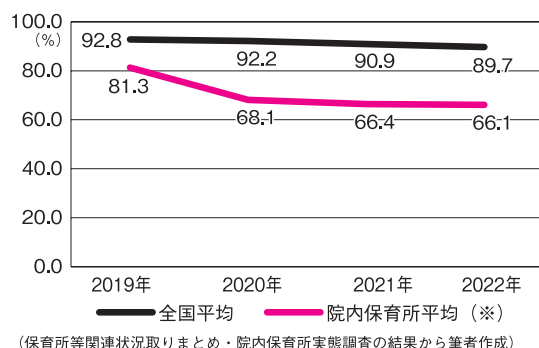
医療従事者の働き方改革の影響を受けて、子どもを持つ医療従事者の夜勤免除などの子育て支援策が導入されるようになってきたものの、免除の対象は子どもが3歳になるまで、小学生になるまで、というように限定的であると考えられる。今後も夜勤中に子どもを保育所に預けたいといった夜間保育のニーズが一定数存在し続けると考えられる。

(2) 保育所の定員充足率

こども家庭庁の「保育所等関連状況取りまとめ」(2023)によると、2023年4月時点では、全国の市区町村の約86.7%の市区町村で待機児童なしとなっている。近年のピークだった2017年(2万6,081人)の約10分の1となり、5年連続で待機児童数は過去最少を更新している。ここから、認可保育所においては保育の量的なニーズが満たされつつあると考えられる。

一方で、人口減少が進む地域においては、保育所の定員割れが生じ、保育所の運営が困難となっている自治体も16.5%ある。認可保育所に入ることのできない待機児童の受け皿としての役割が院内保育所に期待された時期があったが、認可保育所への入所がしやすくなり、院内保育所を利用していった医療従事者が地域の認可保育所へ流出することが考えられる。

図表1



図表1は、全国の保育所と院内保育所の定員充足率を示したものである。今回の院内保育所実態調査では、2023年3月31日時点での院内保育所の定員充足率は66.1%であった。認可保育所と同様に、院内保育所も定員充足率が低下し続けており(図表2)、今後どの程度の利用が見込まれるのか、検討する必要がある。

(3) 非常時の保育

2022年度には、線状降水帯や集中豪雨が全国各地で生じた。コロナ禍という感染症に起因する危機的状況のみでなく、自然災害により保育所が危機的状況に陥ることがある。実際に、2023年6月に生じた豪雨災害では福岡県久留米市内で、災害拠点病院である病院が浸水被害にあうケースが生じた。

病院に併設された院内保育所も浸水し、保育所は一時休園、病院内の別の場所に間借りして保育を再開することとなった。このような非常時においても、病院スタッフの子どもを預かる院内保育所はできるだけ早期に再開を目指さなければならない。そうした非常時に備え、保育を継続するためのマニュアルの策定も必要である。

安心して働ける環境に

待機児童が多く保育所に入ることが困難だった時期から一転して、定員充足率の低下が起こっている

【参考文献】

こども家庭庁 (2023) 「保育所等関連状況取りまとめ (令和5年4月1日)」

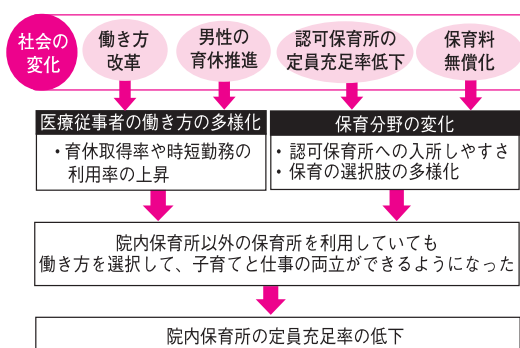
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f699fe5b-bf3d-46b1-8028-c5f450718d1a/7803b525/20230901_policies_hoiku_torimatome_r5_02.pdf.

厚生労働省 (2020) 保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書、

<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000677598.pdf>.

小尾晴美 (2023) 保育士確保のための処遇改善提案, 『2023保育白書』, ちいさいなかま社.

図表2



る。一部地域では保育所の統廃合や閉園が生じ始めており、保育所が選ばれ、淘汰される時代に移行しつつある。そうした中において、院内保育所の存続に関する議論も生じうる。院内保育所が病院に設置されている意味について、いま一度考える必要がある。

保育所の一義的な役割は、保護者の就労支援、子どもの保育であり、子どもたちの成長を支え、保護者の子育てを支えることが保育の最も根幹にある。院内保育所も保育の場であり、子どもの保育を最優先して考えるべきであるが、保育者の処遇を始め、保育所に関連する環境が整っていないと子どもたちの保育を継続することはできない。

コロナ禍において、厚生労働省は院内保育所に対して、医療従事者の勤務継続を支えるため、コロナで休園・休校となり保育所・学校に行けなくなった子どもたちの居場所としての役割を果たすようにと通知を出した。このことは社会においても病院においても、院内保育所が医療を維持するために必要な存在であることを示している。

院内保育所が勤務する病院に設置されていることは、子育て世代のみならず、多くの医療従事者、そこに携わる地域の人々にとっても大きな意味を持つ。院内保育所が果たすべき役割を果たせるよう、院内保育所の現場で働く保育者が安心して働く環境を整える必要がある。